

## 参画と協働について

「情報共有」、「参画」、「協働」の三つの基本原則を踏まえたまちづくりを推進します。

### 1. 情報共有 まちづくりの第一歩は、まず、知ることから始まります！

まちづくりを進める上で大切なのは、みんなで情報を共有することです。

現在の状況や課題などを知らなければ、どのような活動を行えばいいのかわかりません。

市政情報を知るためには、次のような手段があります。

#### 広報ひめじやパンフレット等を読んでみよう

市では、毎月広報ひめじ等を発行・配布するとともに、各種のパンフレットを作成し、市役所や支所等で配布しています。



#### 市のホームページを見てみよう

市のホームページでは、市政に関する最新情報を随時掲載しています。

キーワードを入力し、詳しい情報を検索することもできます。



#### 市政出前講座を活用しよう

市では、職員が講師として地域の皆さんのところへ出かけ、市政や日常生活の身近な問題などを説明する出前講座を開催しています。



#### テレビやラジオの広報番組をチェックしよう

最新の市政情報を、テレビやラジオの番組でお知らせしています。



### 2. 参画 情報を手に入れたら、まちづくりに参画しよう！

まちづくりへの参画には様々な手法がありますが、条例では、次の三つを参画の主な手法として位置付けています。

#### パブリック・コメント手続

行政が重要な計画等を作る時に、その趣旨や内容を公表して皆さんの意見を募集し、頂いたご意見を踏まえて最終的な意思決定等を行うことを定めています。



#### 附属機関等への参加

幅広い意見や専門的な立場からの意見等を市政に反映させるために、行政が組織する審議会や懇話会等（附属機関等）に、皆さんの参加を求めるとなどを定めています。



#### 住民投票

市長は、市政に関し特に重要な事案について、住民の意思を確認するために住民投票を実施することができることや、その結果を尊重することなどを定めています。（実施する場合には、そのための新たな条例を制定します。）



### 3. 協働 共通の目的を持った人たちと協力して、まちづくりの活動を広げよう！

住民等がまちづくりに参加するに当たって、共通の目的を持った人たちと役割などを分担しながら協力し合うことで、一層活動を活性化することが期待できますので、行政は、協働を進めていくための支援などに取り組んでいきます。

現在、市では次のような協働の取り組みを行っています。



#### 清掃活動・美化キャンペーン

市内を美しくするため、市では、みどりの美化キャンペーンや全市一斉清掃等を実施するとともに、ボランティアの清掃活動に対し用具の貸出しやゴミの回収等を行っているほか、市内の事業者による定期的な清掃活動を支援するなど、住民の皆さんとの協働により美化活動に取り組んでいます。



#### ひめじ街路樹アダプト制度

植樹帯を中心とした道路の維持管理を行うため、地域の方々には、植樹帯内の除草、水やり、清掃や危険箇所の通報等を行っていただき、市は、必要な用具の提供または貸与、サインボードの掲出等の取り組みを行っています。



#### スクールヘルパー・こども見守り隊

子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、校内の巡回などを行うスクールヘルパーや、通学路を中心とした地域の防犯パトロール等を行うこども見守り隊の事業を、地域の方々の協力を得て実施しています。

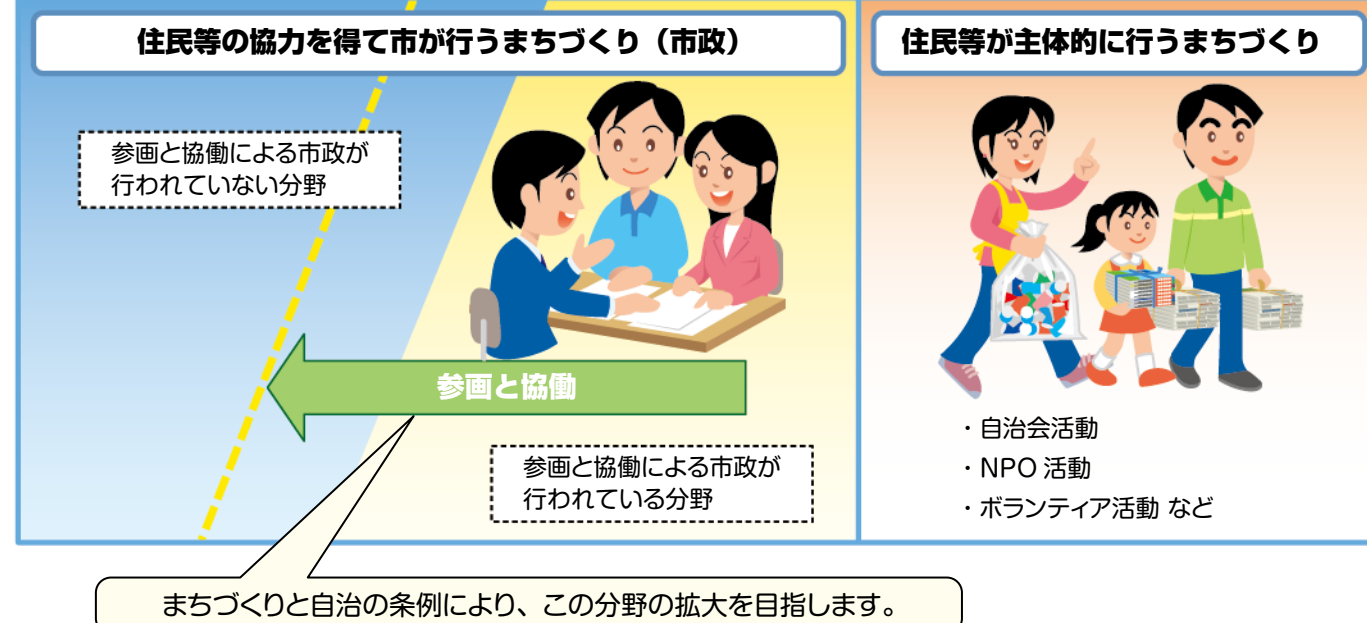


#### 防災訓練

自然災害などの発生に備え、市では、地域の方々と構成される自主防災組織、企業、ボランティア団体、防災関係機関等が連携し、それぞれの役割に応じた効果的な災害応急対応ができるよう防災訓練を実施しています。



#### 「まちづくり」と「参画と協働」の関係（イメージ）



#### 姫路市まちづくりと自治の条例（全文）

（平成25年12月20日 条例第51号）

- 1) 住民の福祉の増進を図ること。
- 2) 個人を尊重し、かつ、法の下での平等を保障するとともに、地域の特性及び自立性を尊重したまちづくりを推進すること。
- 3) 住民等の信頼に基づく公正で開かれた市政を推進すること。

（基本原則）

第5条 住民等がまちづくりの主体となるための基本原則は、次に定めるとおりとする。

- 1) 情報共有の原則 市及び住民等は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- 2) 参画の原則 市は、まちづくりへの参画を推進し、住民等は、まちづくりに参画すること。
- 3) 協働の原則 市及び住民等は、まちづくりに関して、協働すること。

#### 第2章 住民等・議会・市長等

##### 第1節 住民等

##### （住民等の権利）

第6条 住民等は、次に掲げる権利を有する。ただし、これを濫用してはならず、公共の福祉のために行使するものとする。

- 1) 市政に関する情報を知る権利
- 2) 参画する権利

##### （住民等の責務）

第7条 住民等は、次に掲げる責務を果たすものとする。

- 1) 公共的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持って参画すること。
- 2) 参画に当たって、効果的に目的を達成できると判断した場合には、協働すること。
- 3) まちづくりに関する負担を分担すること。

- 2) 地域コミュニティ活動、NPO活動又はボランティア活動を通じてまちづくりに係る活動に取り組む自治会等及び市内で活動する法人その他の団体は、その活動に努めるものとする。
- 3) 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めるものとする。

##### 第2節 議会

##### （議会の責務）

第8条 議会は、姫路市議会基本条例（平成23年姫路市条例第50号）に基づき、その役割と責務を果たすため、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

##### （議員の責務）

第9条 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に活動するよう努めるものとする。

##### 第3節 市長等

##### （市長等の責務）

- 1) 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮するものとする。
- 2) 市長等は、参画と協働を推進するとともに、まちづくりに係る活動を支援するものとする。
- 3) 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行うものとする。
- 4) 市長は、行政サービスの質の向上等に必要なる政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を実施するものとする。

##### （職員等の責務）

- 1) 職員等は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。
- 2) 職員は、職務の遂行に当たっては、自らも住民等の視点を持ち、市政運営に携わるものとする。

##### 第3章 行政運営の基本原則

##### （総合的かつ計画的な行政運営）

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的

に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下これらを「総合計画」という。）を策定するものとする。

2) 市長等は、総合計画の策定に当たり、多様な意見の反映に努めるものとする。

3) 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、進捗管理を行うものとする。

4) 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えるものとする。

5) 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定するものとする。

（効果的かつ効果的な行政運営）

第13条 市長等は、効率的かつ効果的に行政運営を行うため、事業の継続的な評価及び見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むものとする。

2) 市長等は、評価及び見直しの結果を政策等に反映し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### （危機管理）

第14条 市長等は、住民等の生命、身体及び財産を保護するための体制を整備するとともに、災害等による緊急事態の対応に当たっては、住民等及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うものとする。

##### （財政及び財務）

第15条 市長等は、行政運営に当たっては、財政及び財務の規律の遵守に注力し、健全な財政に努めるものとする。

2) 市長等は、市の財政状況を正確に、かつ、分かりやすく公表するものとする。

##### （行政組織）

第16条 市は、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応する組織を構築するものとする。

2) 市は、機能的かつ効率的に組織の構築を行うものとする。

3) 市長等は、外部団体と連携し、各外部団体の設置目的を効果的かつ効果的に達成するよう努めるとともに、各外部団体に対し、その設置目的が社会経済情勢の変化等に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言及び指導を行うものとする。

##### （法務）

第17条 市長等は、政策等の立案及び実施並びに行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

##### （行政手続）

第18条 市長等は、姫路市行政手続条例（平成9年姫路市条例第2号）で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

##### （公益通報）

第19条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備するものとする。

2) 市は、通報を行った職員が通報を行ったことによる不利益を受けることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

##### （説明責任）

第20条 市長等は、政策等の立案、実施及び評価に関する情報を、各過程において分かりやすく説明するものとする。

##### （意見等への対応）

第21条 市長等は、行政運営に対する意見、要望等（以下これらを「意見等」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めるものとする。

2) 市長等は、意見等への対応に当たり、職員の公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

##### 第4章 参画と協働

##### 第1節 情報共有等

##### （情報の提供と共有）

第22条 市は、参画と協働を推進するため、市政に関する情報を住民等に積極的に提供しよう努めるものとする。なお、当該情報の提供に当たっては、正確かつ迅速に、分かりやすく行うとともに、子どもに対しては、市政に関心を抱くよう配慮するものとする。

2) 市及び住民等は、まちづくりに関する情報の交換を図り、その共有に努めるものとする。

##### （情報の公開）

第23条 市は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）で定めるところにより、公文書を公開するものとする。

##### （個人情報保護）

第24条 市は、個人の権利利益を保護するため、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保するものとする。

##### 第2節 参画

##### （参画の機会確保と推進）

第25条 市長等は、住民等がまちづくりに参画することができる機会の確保に努めるとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めるものとする。

##### （意見の聴取）

第26条 市長等は、市の重要な計画の策定時等には、案件を事前に公表し、住民等の意見の聴取に努めるものとする。

##### （附属機関等への参加等）

第27条 市長等は、附属機関、懇談会等（以下これらを「附属機関等」という。）に住民等の参加を求め、その審議等に住民等の意見を反映させるものとする。

2) 市長等が設置する附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。

##### （住民投票）

第28条 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2) 前項の住民投票を実施しようとする場合にあっては、投票資格要件その他の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。

##### 第3節 協働

##### （協働の推進）

第29条 市長等は、協働するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進するものとする。

2) 市長等は、協働の推進に当たっては、住民等の自主性及び自発性を損なわないよう配慮するものとする。

##### 第5章 国、他の地方公共団体等との連携・協力

##### （国や他の地方公共団体との関係）

第30条 市は、国及び県との適切な役割分担の下、対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めるものとする。

2) 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題及び広域的な課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。

##### （国際交流）

第31条 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携及び協力を図るとともに、これらを通じて得られた情報を市政に生かすよう努めるものとする。

##### 第6章 条例の見直し

##### （条例の見直し）

第32条 市長は、住民等の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例について検討し、必要な措置を講ずるに当たっては、姫路市まちづくりと自治の条例審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を聴くものとする。

2) 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

##### この条例は、公布の日から施行する。